

4 南監第8号
令和4年9月5日

南木曽町長 向井 裕明 様

南木曽町監査委員

青木 太吉



南木曽町監査委員

赤坂 孝



令和3年度 財政健全化審査意見書

令和3年度 南木曽町宅地造成事業特別会計経営健全化審査意見書

令和3年度 南木曽町簡易水道事業会計経営健全化審査意見書

令和3年度 南木曽町特定環境保全公共下水道事業会計経営健全化審査意見書

令和3年度 南木曽町農業集落排水事業会計経営健全化審査意見書

令和3年度 南木曽町浄化槽市町村整備推進事業会計経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により
審査に付された、令和3年度健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を
記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和 3 年度

南木曾町財政健全化及び資金不足比率審査意見書

南木曾町監査委員

令和3年度南木曽町財政健全化及び資金不足比率審査意見書

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、南木曽町監査基準（令和2年南木曽町監査委員告示第1号）に従い審査を行った。

第2 審査の種類

健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

第3 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）
及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか等に主眼をおき実施した。

第5 審査の主な実施内容

審査に付された書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し審査を実施した。

第6 審査の期間

令和4年8月9日

第7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、計数も正確であると認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率の概要

(1) 健全化判断比率

単位：%

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	15.0	
② 連結実質赤字比率	—	20.0	
③ 実質公債費比率	6.8	25.0	
④ 将来負担比率	17.7	350.0	

※実質赤字比率、連結赤字比率については、赤字額がないため「—」と表記。

①実質赤字比率について

特に指摘すべき事項はない。

②連結実質赤字比率について

特に指摘すべき事項はない。

③実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は3年平均で6.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

昨年度の6.6%から0.2ポイント大きくなつた。大型事業の起債償還による公債費が増加したことによるが、起債発行に許可が必要となる18.0%を下回る水準を維持している。

④将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は17.7%となっており、早期健全化基準の350.0と比較すると、これを下回っている。

昨年度の26.6%から8.9ポイント小さくなつてゐるが、これは基金積立による基金残高が増加し、地方債残高が減少したことによるものである。現状では特に問題がないと考えられるが、今後も木曾養護老人ホーム建設事業等の大型事業への起債発行が予定されていることに留意する必要がある。

(2) 資金不足比率

単位：%

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備考
南木曽町宅地造成事業特別会計	—	20.0	
南木曽町簡易水道事業会計	—	20.0	
南木曽町特定環境保全公共下水道事業会計	—	20.0	
南木曽町農業集落排水事業会計	—	20.0	
南木曽町浄化槽市町村整備推進事業会計	—	20.0	

※資金不足比率は、資金不足が生じていないため「—」と表記。

特に指摘すべき事項はないが、引き続き的確な資金需要の把握を行うとともに安定した経営基盤の構築を望むものである。